

(別紙1)

令和4年3月1日

社会福祉法人志木市社会福祉協議会
女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく
一般事業主行動計画

女性が活躍でき、職員が仕事と生活(育児・介護を含む)を両立させることができる働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定します。

1 計画期間 令和4年3月1日～令和9年2月28日(5か年)

2 内容

目標1：年次有給休暇の取得率を75%以上とする。
<取組> 令和2年度法人全体の年次有給休暇取得率は72%であるが、特定の役職や特定の事業所にて取得率が低くなっている。アンケート実施により休暇の取得を阻害する要因を把握し、改善策を検討し、全職員が休暇を取得しやすい環境を作る。
目標2：仕事と生活の調和 <small>ワーク ライフ バランス</small> を図るため、制度の更なる充実を検討する。
<取組> 「柔軟な働き方」の制度導入について職員のニーズを把握し、今後本会において導入が可能な制度があるかを検討する。 働きやすい環境づくりに取り組むことにより、職員が、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できるよう支援する。
目標3：育児・介護に関する制度について職員への周知や情報提供を行う。
<取組> 「出生時育児休業(産後パパ育休)」等の制度について、職員に周知し、男性職員も積極的に育児に参加できるよう支援する。